

## 令和3年度事業計画

### 1 法定検査事業（公益目的事業1）

#### (1) 法定検査事業

##### 1) 法定検査の推進

- ① 令和3年度の検査計画基数を、7条検査は5,500基、11条検査は154,000基（11人槽以上:20,000基、基本検査:66,000基、採水員検査68,000基）とし、受検率を55%程度と見込む。
- ② 検査基数の増や退職者補充のため、検査員・採水員合わせて7名程度採用する。
- ③ 法定検査の結果、不具合が認められる浄化槽（保守点検業者に情報提供を行う対応レベル0）については、改善の方法等の調査研究を引き続き行い、改善の精度を高める。
- ④ 法定検査の信頼性を向上させるための精度管理を徹底する。

##### 2) 浄化槽情報共有システムの整備

- ① 浄化槽台帳として位置付けられている浄化槽情報共有システムについては、保守点検業者及び行政と連携して整備を進める。
- ② 浄化槽情報共有システムを活用し、浄化槽の使用休止や廃止、管理者変更等の台帳更新を確実にできる体制を整え、浄化槽台帳の精度向上と維持を図る。

##### 3) 検査員の技術力向上

検査員の技術力の向上を図るため、研修会を実施するとともに、各種講習会等に参加させる。

##### 4) 不適正浄化槽の改善及び検査拒否者対策の推進

- ① 検査の結果「不適正」とされた浄化槽の原因究明や所見を明確化し、迅速かつ適切に改善されるよう保守点検業者や清掃業者との連携を密に行う。
- ② 効率化検査の実施に伴い、保守点検業者等と連携し、不具合の認められる浄化槽の早期改善及び改善方法等の構築を進める。
- ③ 鹿児島県浄化槽指導監督要領に基づき、県や市町村に不適正浄化槽の原因や受検拒否理由の具体的な報告を行い、不適正浄化槽の改善や受検拒否者対策に取り組む。
- ④ 不適正浄化槽の改善指導と受検拒否者対策として、浄化槽情報共有システムに行政指導の状況を把握できるシステムの追加を検討する。

## 5) 啓発の推進

- ① 法定検査の必要性や浄化槽の公共的機能については、市町村広報紙・回覧板やチラシ等により啓発を行うとともに、保守点検業者等と連携し維持管理の重要性等について啓発を行う。
- ② 効率化検査制度の周知については、ホームページに掲載するとともに、浄化槽管理者等向けのパンフレットを配布し啓発を行う。

## 6) システムの改修

- ① 浄化槽情報共有システムについては、保守点検業者及び行政からの要望に応じて改修を行い、操作性の向上と機能の充実を図る。
- ② 検査業務のシステムを新サーバーへ更新するため、新サーバーに対応したシステムの改修を行う。

## 7) 未収金回収の徹底

- ① 未収金については、検査の3ヶ月後と6ヶ月後の再請求と必要があれば訪問集金を行った後、年に1回以上の督促を継続して行い、検査から4年経過する未収金は弁護士に回収を委任する等して、未収金の回収を徹底する。
- ② 検査手数料については、未収金が発生しないように、また、検査時間の短縮や未収金回収の手間の削減のために、口座振替の勧奨を行う。

## 8) 将来計画の検討

効率化検査の第2期以降に向けて、安定的に業務運営できるよう将来計画を検討する。

## (2) 生活排水調査等の推進

法定検査などにより蓄積したデータを生かし、市町村等からの水質調査等の依頼に対応する。

## 2 浄化槽普及啓発・適正化推進事業（公益目的事業2）

### (1) 浄化槽の普及啓発

#### 1) 浄化槽設置の広報

- ① 行政と協力して県内各地のふるさと祭り等に浄化槽コーナーを設けて出展し、生活排水処理の重要性や合併処理浄化槽の役割、維持管理の必要性等について広報する。
- ② 県内の生活排水対策の現状や浄化槽整備に係る補助事業等を取りまとめた資料集「かごしまの生活排水対策（令和3年度版）」を作成し、県、市町村及び浄化槽関係業者に配布する。

#### 2) 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換推進

- ① 県、市町村及び会員と協力して、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進するため、国等の施策や補助事業の周知を図る。
- ② 国及び県が浄化槽事業の最も望ましい事業として推進している「公共浄化槽等整備推進事業」について、事業を実施している市町村を支援するとともに、県と連携して事業導入を市町村に働きかける。

#### 3) 県選出国會議員、県及び市町村への要望

- ① 鹿児島県浄化槽推進市町村協議会と連携して、県選出国會議員及び県に浄化槽関連予算の確保や浄化槽の維持管理の助成等の要望を行う。
- ② 支部と連携して、市町村に合併処理浄化槽への転換促進や浄化槽の維持管理の助成等の要望を行う。

### (2) 浄化槽全般の適正化の推進

#### 1) 鹿児島県浄化槽設計・施工ガイドブック改訂版の発行

日本建築行政会議発行の「浄化槽の設計・施工上の運用指針」（2015年版）や、これまでに寄せられた関係者からの意見等を踏まえ、改訂版を発行する。

#### 2) 技術研修会等の開催

- ① 浄化槽設備士及び浄化槽管理士等を対象とした技術研修会を支部と協力して開催し、関係業者の技術力の向上を図る。
- ② 浄化槽設備士試験受験予定者を対象とした浄化槽設備士試験準備講習会を開催し、浄化槽設備士の養成を支援することで、浄化槽工事の適正化推進を図る。
- ③ 浄化槽管理士を対象とした浄化槽維持管理技術研修会を開催するとともに、保守点検業者の研修会に職員を派遣し、最新の浄化槽の維持管理技術や水質改善手法等について研修することで、浄化槽維持管理技術の向上を図る。
- ④ 鹿児島県浄化槽保守点検業者登録条例の改定により、保守点検業者に所属する浄化槽管理士は、所定の内容の講習を受講することが義務付けられたことから、浄化槽管理士研修会を県及び関係団体と連携して開催し、浄化槽維

持管理の適正化推進に寄与する。

- ⑤ 鹿児島県浄化槽推進市町村協議会の事務局を担当するとともに、市町村の浄化槽担当者の研修会等を開催することで、市町村の浄化槽整備事業の推進を支援する。
- ⑥ 会員からの県内開催の要望を受け、浄化槽管理士資格取得講習会(13日間)及び浄化槽技術管理者講習会(3日間)を開催し、浄化槽管理士の養成を支援することで浄化槽維持管理の適正化推進に寄与する。

### 3) 浄化槽設置者の啓発

- ① 鹿児島県浄化槽推進市町村協議会と協力し、浄化槽の新規設置者に対して、浄化槽の適正な使用方法や保守点検・清掃、法定検査の重要性等を記載した「浄化槽のしおり」を保存ファイルをとともに配布し、浄化槽管理者の浄化槽に対する理解の促進を図る。
- ② 市町村と連携し、小中学校等において、地域の水環境の保全や生活排水対策の必要性、浄化槽の役割等について環境学習出前講座を実施する。
- ③ 市町村と連携し、浄化槽設置予定者等に対する浄化槽講習会の開催を検討する。

### 4) 浄化槽に関する情報の発信

- ① 会報誌「浄化槽かごしま」を定期的に発行し、県、市町村及び浄化槽関係業者等に浄化槽に関する最新の情報を提供する。
- ② ホームページを随時更新し、浄化槽に関する各種情報を県民等に提供するとともに、浄化槽の正しい使い方や各種手続き等について広報する。

### 5) 浄化槽に関する課題等の解決対応

- ① 浄化槽関係業者や市町村等行政からの浄化槽に関する質問や技術的相談に対応するとともに、浄化槽管理者からの浄化槽工事や維持管理に関する問い合わせに回答し、改善を要するときは改善案を提案するなど、浄化槽に対する信頼性の向上に努める。
- ② 浄化槽の課題等について調査・協議し、浄化槽の適正化の推進を図り、信頼性の向上に努める。

### 6) 大規模災害に対する浄化槽の点検・復旧等に関する支援

本県において大規模災害が発生した場合に、県との災害時支援協定に基づき、被災浄化槽の早期復旧を支援する。

### 7) 省エネ型浄化槽システム導入推進事業の推進

環境省の「省エネ型浄化槽システム導入推進事業」については、国庫補助制度や事業の効果等について、浄化槽設置者への周知を図り、事業の推進に努める。

### 3 浄化槽機能保証事業（公益目的事業3）

浄化槽に機能異常が発生した場合に原因者を明らかにして、当該原因者による補修等の措置を確保するとともに、原因者が明らかにできない場合等には、設置者に負担をかけずに浄化槽の補修等の措置を確保するため、一般社団法人全国浄化槽団体連合会で制度化されている「浄化槽機能保証制度」を推進し、浄化槽に対する県民の信頼と安心・安全の確保を図る。